

大阪市立城東小学校 P T A 規約

第1章 名称と所在地

第1条：この会は、大阪市立城東小学校P T Aといいます。

この会の事務所は、城東小学校（大阪市城東区鳴野3-16-41）内に置きます。

第2章 目 的

第2条：この会は、児童の健全育成、教育環境や地域生活の充実、あわせて会員相互の親睦と教養の向上を目的とします。

第3章 方 針

第3条：この会は、目的の達成のために、次の方針に従って活動します。

1. 他の団体や機関と協力して、児童の教育や福祉のために活動します。
2. 特定の政党や宗教にかたよる行為や営利目的の行為はしません。
3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙候補者を推薦しません。
4. 学校の人事や管理には干渉しません。

第4章 会 員

第4条：この会の会員には、次のどちらかに該当すればなることができます。

1. この学校に在籍する児童の保護者。
2. この学校に勤務する教職員。

第5条：この会の会員は会費を納めるものとします。

会費は、児童ひとりにつき、月額300円×12ヶ月とします。

第5章 経 理

第6条：この会の活動に必要な経費は、会費によって賄われます。

第7条：この会の経理は、総会で議決された予算にしたがって行われます。

第8条：この会の経理は、会計監査後に、総会で会員に報告され、承認必要です。

第9条：この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わります。

第6章 役員・会計監査委員の選出と就任

第10条：この会の役員・会計監査委員は次の通りとします。任期は1年としますが、再任しても構いません。

1. 会長・・・1名
2. 副会長・・・若干名
3. 書記・・・若干名
4. 会計・・・若干名
5. 会計監査・・・若干名

第11条：役員・会計監査委員の選出と就任は、次の通りとします。

1. この会の役員・会計監査委員の選出には、本人の同意が必要です。さらに4月の総会に出席した会員の過半数の承認を得る必要があります。
2. 役員の任期は、5月1日から始まり翌年4月30日に終わります。ただし、新役員の選出が遅れた場合は、引き続き前年度の役員がその期間の職務を行います。

第12条：会長に欠員ができたときは、副会長が代わりに就任します。

任期は、前任者の残りの期間とします。

第13条：会長以外の役員に欠員ができたときは、実行委員からその代わりの補充をします。

任期は、前任者の残りの期間とします。

第7章 役員・会計監査委員の仕事

第14条：役員・会計監査委員の仕事は次の通りです。

1. 会長は、この会の代表者として、総会・実行委員会を招集し、会の議長を務めます。実行委員会の委員長、副委員長、委員を委嘱します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をします。
3. 書記は、総会・実行委員会の通知、議事録の作成保管、その他の活動についての記録をします。
4. 会計は、予算の立案に協力します。また総会で決定した予算に従い、全ての会計事務を処理します。
総会では、会計監査を受けた決算の報告をします。
5. 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、年1回、会員に監査報告をします。

第8章 総 会

第15条：総会は全ての会員で構成されるこの会の最高議決機関です。

第16条：総会の成立は、会員数の5分の1以上（委任状を含む）とします。決議には出席者の過半数の同意が必要です。

第17条：実行委員会が認めたとき、または会員数の5分の1以上の要求があったとき、会長はいつでも総会を招集することができます。

第18条：予算総会・決算総会は毎年必ず執り行います。

第9章 実行委員会

第19条：実行委員会は、この会の役員と各委員会の代表者2名以上、校長・教頭・教務主任で構成します。

第20条：実行委員会の任務は次の通りです。

1. 各委員会によって立案された活動計画について検討のうえ処理します。
2. 総会に提出する議案について検討のうえ処理します。
3. 必要があるときは、特別委員会を設けます。
4. その他、規約や総会の決議にしたがって、この会の事務を処理します。

第21条：実行委員会は、必要に応じて委員会を開催します。

実行委員会の成立は実行委員の2分の1とし、決議には出席者の過半数の同意が必要です。

第10章 委 員 会

第22条：委員会には、常置委員会と特別委員会があります。

第23条：常置委員会の委員長と副委員長は、会長が委嘱します。任期は1年とします。

第24条：この会には、次の常置委員会を置きます。

1. 企画委員会
2. 校外安全・保健体育委員会
3. 広報委員会
4. 人権啓発・防災委員会
5. はぐくみ委員会

第25条：特別な目的があるとき、実行委員会は特別委員会を作ることができます。

特別委員会は、必要な任務を終えると自動的に解散します。特別委員会の委員長・副

委員長・委員は、第23条に準じます。

第Ⅺ章 委員会の任務

第26条：企画委員会は、この会の年度ごとの計画を立てます。

第27条：校外安全・保健体育委員会は、学校や地域と緊密な連絡をとり、地域社会での児童の指導や安全確保、事故等の発生を防止しすることに努めます。また児童の健康に留意し、体力向上につとめます。

第28条：広報委員会は、「PTAだより」の発行やその他広報活動を行います。

第29条：人権啓発・防災委員会は、会員へ人権に関する学習会の企画、立案、運営を行い、人権啓発に努めます。また、災害時に対応できる人材育成のため防災訓練などの行事へ率先して参加し、防災・避難所開設などの知識を深め、防災力を高めます。

第30条：はぐくみ委員会は、はぐくみネットとの共催で実施している学校での授業等の取組を支援し、より豊かな教育活動ができるようにします。

第Ⅻ章 改 正

第31条：この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができます。

第Ⅼ章 個人情報の取扱い

第32条：この会の活動を行うために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用します。

附 則

第1条：会員の慶弔規定は、別に定める。

第2条：本規約は、昭和60年4月24日の総会において改正承認を得、同年度より実施します。

第3条：本規約は、昭和62年4月28日の総会において改正承認を得、同年度より実施します。

第4条：本規約は、平成6年5月26日の総会において改正承認を得、同年度より実施します。

第5条：本規約は、平成10年4月23日の総会において改正承認を得、同年度より実施します。

第6条：本規約は、平成11年4月23日の総会において改正承認を得、同年度より実施します。

第7条：本規約は、平成12年2月16日の臨時総会において改正承認を得、同年2月17日より実施します。

第8条：本規約は、平成22年4月22日の総会において改正承認を得、同年度より実施します。

第9条：本規約は、平成28年1月23日の臨時の総会において改正承認を得、同年1月24日より実施します。

第10条：本規約は、平成30年5月21日の総会において改正承認を得、同年度より実施します。

第11条：本規約は、平成31年4月12日の臨時の総会において改正承認を得、次年度より実施します。

第12条：本規約は、令和2年5月21日発出の「臨時総会中止のお知らせと委任状提出のお願い」添付の規約改正の委任状提出により承認を得、同年6月2日より実施します。